

咲ベキ榮エヲ願ヒ申ニモ非候、

〔字鏡集五〕髻タフサ、モトドリ、

〔松屋筆記百三〕髻タフサ

俗に髪の本鳥を曲げたる所を、タブサといへり、古くタブサといへるは、手房タフサにて手の先也、

〔下學集上〕髻タフサ、同、

〔書言字考節用集五〕髻タフサ、同、

〔倭訓栞中編二十〕びんづら 鬢顔の義、江次第に、幼主之時垂鬢頰と見ゆ、童形の時、鬢の髪を筆

の軸ほど分て、兩方へさげるなりといへり、了角の義なり、源氏にみづらゆふと見えたり、されば

鬢づらはみづらの訛なるべし、又さげびづらといふ事あり、宗祇旅日記に、西行が水びんかきけ

んまでともいへり、

〔日本書紀三十〕三年正月丙辰、詔曰、字恐衍 務大肆、陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷、脂利古男麻呂與鐵

折、請剔鬢、髮爲沙門、

〔古事談二〕中關白道隆原以酒宴爲事、賀茂詣之時、醉而寢車中、冠拔在傍、臨欲下車之期、入道殿被

驚申、驚而以扇妻搔鬢、猶如水鬢、

〔今昔物語二十八〕尾張守五節所語第四

今昔五節天皇ノ御代ニ、略云フ者有ケリ、略尾張ノ守ニ被成タリ、略三年ト云フ

年、略五節ニ被宛ニケリ、略此ノ五節所咲ハムトテ、殿上人達ノ謀ル様ハ、略五節所ノ前ニ立並

デ歌ヲ歌ハムト爲ル也、其作タル様ハ、鬢タバラハ、ユカセハコソ、ヲカセハコソ、愛敬付タレト、鬢

タバラト云ハ、守ノ主ノ毛清ク鬢ノ落タルヲ、此ル鬢タバラシテ、五節所ニ、若キ女房ノ中ニ交リ

居給タルヲ、歌ハムズル也、